

最高裁判事 公報に思い込め

最高裁判官の国民審査が10日告示され、衆院選開票日と同じ22日に実施される。「憲法の番人」と呼ばれる職務にふさわしいか国民がチェックできる貴重な機会だ。過去23回の審査で罷免された人はおらず、存在意義を疑問視する声もあるが、裁判官OBや識者らは「国民の将来を決めることもある裁判官の仕事にも関心を持ってほしい」と呼びかける。

【伊藤直孝、写真も】

22日に国民審査

「最高裁判官15人 返る。」

の上司は国民。国民の皆さんへのあいさつだと思つて公報に考えを書いたんだ」。2012年3月から昨年7月まで4年あまり最高裁判官を務めた弁護士山浦善樹さん(71)は、自身が12年12月に受けた国民審査を振り返る。

主に個人が顧客の「マチ(町)弁」を約30年続け、弁護士会の最高裁判官推薦に立候補して最高裁入りした。弁護士会役員などの経験者が多い弁護士出身裁判官の中では異色の経歴だ。「弁護士として、依頼者の思っ

かを感じながら一人一人と向き合ってきた。最高裁は、私のような人をむしろ欲しているんじゃないかと思つた」と話す。

全戸に配布される国民審査公報は丁寧な書いた。「マチ弁としての誇りをもってコッコツと裁判実務に当たってきました」と。その後、最高裁に山浦さん宛てのがきが届いた。「市民の力になっていきたきたい」「仕事を求めている人がいる」と、背筋が伸びる思いだった。

最高裁は原則として「事案を法的観点から審査する」「法律審」で、仕事の大半は関係書類の読み込みだ。それでも書類からにじみ出る当事者の思いを感じ、判断に悩んだ。夫婦同姓を定めた民法規定の違憲性が問われた訴訟の大法廷判決(15年12月)では、合憲とする多数意見(10人)に対し、違憲(5人)の立場を表明した。「別姓にしたけれど相手の親の顔色をうかがい、言い出せない人が世の中では大半だろう。裁判

に訴えてくるのは大変なこと。当事者の思いを想像した末の意見だった。最高裁では、判断に迷うと、同僚の部屋に飛び込んで議論した。「みんな迷いながら裁判をしている。最高裁の裁判も結局、人の営みなんだ」。在任中で1万件を超える事件と向き合った結論だ。

◇

毎日新聞は18日朝刊で今回の国民審査の対象となる7裁判官の顔、担当した裁判を詳報します。

「暮らし左右 関心持って」

憲法79条は、最高裁の裁判官は任命後初の衆院選の際に国民審査を受けると定める。18歳以上なら誰でも投票できる。投票所では裁判官の名前が記された用紙を渡され、辞めさせたいと思う裁判官の名前の上の欄に「X」を書くことができる。信任する場合は何も書かない。「X」が有効票の過半数に達すると罷免されるが、戦後、審査を受けた延べ172人の裁判官で罷免された人はいない。2014年に審査を受けた5人の罷免を求めた率は89.9%台だった。「サイコーですか? 最高裁!」などの普書があるライターの名刺

超輝さん(42)は「最高裁は遺産分割など暮らしに大きな影響がある判決も出すのに、裁判官がどんな人かは知られていない。国民審査は裁判官を知る良い機会だ。最高裁のホームページでも、経歴や担当裁判などを知ることができる。関心を持ってほしい」と話す。



自身の国民審査を振り返る山浦善樹さん(東京都千代田区)